

2022 年度 現場代理人等意見交換会

日 時：2022 年 12 月 14 日（水）14：00～

場 所：白山会館 2 F 「大明の間」



【挨拶】

（日建連北陸支部：小川契約積算・技術副委員長）

日本建設業連合会北陸支部の契約積算・技術副委員長の小川です。本来であれば、委員長が挨拶を申し上げるところですが、急遽欠席となりましたので、代わってご挨拶申し上げます。

本日は、現場代理人等意見交換会の開催に当たりまして、大変お忙しい中、田村技術調整管理官様、猿子技術管理課長様をはじめ、関係各部の幹部の皆様方のご出席を頂き、誠に有難うございます。また、平素から当支部の活動に対し、ご支援とご協力を賜りまして、厚くお礼を申し上げます。

本日は、北陸地方整備局発注工事 29 件を施工しております現場の監理技術者、現場代理人等 19 名の出席を頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

北陸地方では、これまでも大きな自然災害に見舞われてきており、今年も 8 月 3 日からの記録的な豪雨により、各地で大きな被害が発生したところです。2020 年に「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定され、我々の業界といたしましても、防災・減災、インフラの老朽化対策等が国民の安全・安心につながるよう、その果たすべき使命を持続していくことが重要と感じているところです。

このような中で、建設業界においては、他産業と比較して建設業就業者の高齢化が顕著であることを鑑み、担い手の確保・育成はまさに待ったなしの重要な課題となっているところであり、「働き方改革」と「生産性向上」を強力に推進し、担い手の世代交代に確固たる道筋をつけなければならない状況にあります。このため、日建連では、「建設技能者の処遇改善」と「週休二日の実現をはじめとした働き方改革」に取り組んでいるところです。特に建設現場における週休二日や建設キャリアアップシステムについては、北陸地方整備局様にも積極的に取り組んでいただいているところであり、感謝申し上げます。北陸地方整備局の皆様には、引き続き、この担い手確保と建設業界の継続発展に向けまして、ご指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

円滑な工事施工に関しましては、現場における発注者・受注者間の意思の疎通、情報の共有に関する改善が図られてきております。また、発注者と受注者が効率的な業務を一層推進していくためには、本日のような意見交換会でコミュニケーションを図ることが、現場の生産性向上に大きく繋がるのではないかと考えております。

本日は、北陸地方整備局の皆様と現場の第一線で頑張っている現場代理人等から、日頃の業務に関する疑問や問題点、解決策について意見を交換させていただき、今後の円滑な事業執行に資することとなりますことを祈念しております。

日建連北陸支部の活動につきまして、引き続き、ご指導とご協力をお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い致します。

【テーマ1：現場における週休二日の実現に向けて】

■新野積橋橋脚その1工事：(株)安藤・間

昨年実施した工程調整部会で残工事における適正工程が認められ、第4四半期には最終工期が内諾されました。それにより今年度は週休二日達成に向けた現場運営ができています。しかし、それ以前は追加工事や条件変更を受けて何回か工程調整部会は開催されますが、情報共有にとどまり工期変更が内諾される等の結論が出されない状況でした。そのため週休二日達成に向けた適正な工期で工程管理を実施できず現場運営に苦慮しました。週休二日達成に向けては、発注時の工期設定はもとより途中段階での工期設定も重要であると考えます。工程調整部会で工期変更の指示がなされる、若しくは後日指示書が発議されるなど、早い段階で工期が決まれば週休二日の実現に向けて現場運営をしやすくなると思います。

(北陸地方整備局)

工程調整部会における議論が不十分であったことから、結論が先送りにされた事により適正な工程管理ができなかった事例であると認識しました。工程調整部会では、その場で結論

が出ない案件もあるかと思しますので、結論の期限及び期限が守れない場合に考えられる影響についても明確にするよう努めて参りますのでご協力をお願いします。ワンデーレスポンスとしてその日に答えが出せないものは、いついつまでに答えを出す、ということをお局から事務所にも伝えてありますので、期限までに結論が出せるよう努めて参ります。

■ R 1 - 4 朝日温海道路 4 号トンネル工事：(株)安藤ハザマ・不動テトラ J V

発注者指定方式による週休二日モデル工事の達成状況や確認方法は、現場毎に設定・対応されていると思っており、統一していただければ受発注者ともに業務の効率化につながるものと考えています。例えば、様式の統一化も必要と考えています。現場実態に応じた対応も必要かと思いが、達成できる、できないというのは我々にとっては非常に大きな問題となりますので、意見を出させていただきました。

(北陸地方整備局)

週休 2 日の実施にあたっては、令和 4 年 4 月 7 日付け事務連絡「令和 4 年度「週休 2 日に取り組み工事」実施要領(案)改定について(通知)」により事務所へ通知しているところです。ここにおいて、達成状況の確認については「月 1 回程度を目安に」と規定しているものの、確認方法までは規定しておらず、個々の工事の現場実態に応じて実施できることとしています。様々な現場がある中で確認方法も現場によって様々あり、統一できておらず、後々のことを考えて根拠資料的なところを求めることがあることも聞いています。様式の統一についてもご提案を頂きましたが、汎用的な確認方法を検討しているところであり、ご意見を踏まえ今後検討して参りますので、具体の確認方法について後日ご意見を頂きたいと考えています。

■ 利賀トンネル(河床進入)工事：(株)安藤・間

利賀トンネルは積雪 3.3m となる豪雪地に立地しており、豪雪時には土日も除雪をしなければ工事を継続することができず、除雪日数分の工事期間が延びることとなります。また、利賀トンネル工事は利賀ダム関連工事であり、継続工事(2 工区・転流工事)に合わせる必要があることから、工事の数量が増えて工期が 3 か月延伸となりましたが、全体工程の中で休日作業を含めて調整し、工期末を 3 カ月以上前倒して、継続工事が部分使用を開始できる見込みとなっています。土日を現場閉所として完全週休二日の形で厳しく管理をされると発注者が求める工程を短縮して、事業全体のスケジュールを確保するということに応じられない状況が出てきますので、継続工事がある工事や利賀トンネル工事のような豪雪地に位置する条件の工事においては、柔軟な対応をしていただいたほうが望ましいと考えます。完全週休 2 日については、企業努力だけ達成できない場合もあります。

(北陸地方整備局)

北陸地方整備局では、令和4年4月7日付け事務連絡「令和4年度「週休2日に取り組み工事」実施要領(案)改定について(通知)」により週休2日に取り組んでいるところです。

この通知では、原則全ての工事で週休2日または交代制とすることとしています。これが「原則」であり、供用時期に制約のある工事、施工時間や施工方法に特別な制約が予想される工事等を除く、としています。完全週休二日制については北陸地方整備局で今年度初めて取り組むこととなっていますが、利賀は山地で除雪作業が厳しく、施工計画を考えたうえで工期設定することが必要だということが分かったところであり、除雪の取り扱いには、柔軟に対応していきたいと思っています。2024年度から時間外労働時間の罰則規定適用が始まり、今後も完全週休二日制に取り組んでいくため、課題点等もお聞きして進めていきたいと思っています。働き方改革や担い手確保の観点からも完全週休二日とし、土日はしっかり休めるよう取り組んでいきたいと思っています。今回の事例も参考にさせていただき、来年度以降の完全週休二日制の工事はこういった工事に適用していくかを検討していきたいと思っていますので、皆様からも情報を頂きたいと思っております。

■新潟海岸金衛町第4号ヘッドランドその7外工事：(株)植木組

本工事は大きく二つの工種があり、海上工事であるヘッドランドの築造工事、そしてそれに伴う陸上工事であるブロック製作工事になります。海上工事の場合は時化による作業中止が発生します。時化となった日は現場閉所に対応することになりますが、海上工事の作業中止日に陸上工事は中止とならず、閉所とはならないことから、作業が半分ずつというような状況がかなりの日数あり、対応に苦慮しました。作業員の方も今日は陸上作業ができるのに何で閉所するのかということになります。現場ではこういった状況があり、週休二日の確認において柔軟に考えていただきたく、要望としてお話をさせていただきました。

(北陸地方整備局)

陸上工事と海上工事の作業従事者が異なるため、それぞれの現場毎に現場閉所日数をカウントし、週休2日の実施状況を判断してはどうかとのご意見であると認識しました。この場合、陸上工事と海上工事の両方に対し管理責任を有する主任(監理)技術者や現場代理人に対する考え方を整理する必要があると考えます。現場が稼働しているときには、管理者が現場にいないと認められないこととなり、管理者の休日はどうなるのかも考えなければいけないと思っています。

業団体の皆様からは、作業員だけでなく技術者も含めた週休2日を実現することが担い手の確保や離職者防止に繋がるとの要望もいただいています。週休二日のカウント方法やルールを決めることは難しいところもありますが、本省とも相談しながら、今後もこういったカ

ウント方法がよいのかを検討していきたいと思っています。また工事の特性も踏まえた適正な工期設定に努めて参ります。

■令和3年度市振地区災害対策工事：(株)加賀田組

本工事では、工程調整部会等により工程情報の共有を充実させており、積算工程にとらわれず週休二日も含めた工期設定に柔軟に対応して頂いています。しかし、外洋に面した本工事の現場条件では、悪天候における作業中止も多々あり、休日作業により工程を維持している状況です。よって、作業不可能日（雨休率）のさらなる改善を希望しています。また、特殊工法が主な工種である本工事では、遠方（県外）の協力業者が多く想定外の拘束を防止するため、休日作業を要望する傾向にあります。また、いまだ日給月給の協力業者が大多数であるため、週休二日の達成には賃金支払体系の改善が必要と考えます。

（北陸地方整備局）

作業不可能日（雨休率）を踏まえた工期設定の考え方、週休2日の積算に係る補正率の考え方については、本省でも検討中であり当地整としても積極的に現場の実態を伝え、意見して参ります。賃金支払体系の改善については、業団体の皆さんとの意見交換では、この週休二日に伴う補正の考え方、質の改善というお話も聞いているところです。本省においてもいろいろな調査を基にして、週休二日を実施した場合の賃金はどうなっているのか、どのくらいの補正が適切なのかという解析を進めているところです。整備局としては、施工合理化調査や諸経費動向調査に今後もしっかり取り組んでまいりたいと思っていますので、ご協力をお願いしたいと思えます。

■朝日温海道路9号トンネル工事：鹿島建設（株）

週休二日実現に向けた工期設定については、主要工種は積算基準や歩掛の見直しがされている状況が分かりますが、週休二日の工期設定を平準化していくためには、今まで考慮されていなかった補助的なものや附帯的なものも工程に考慮する必要があると考えます。積算基準等での工期設定のルールが現場にあっていない物があり（インバートの工程、鉄筋区間の覆工工程、掘削完了後の覆工終了までの工程など）工程にクリティカルで考慮する必要があるのではないのでしょうか。

また、当初設計での工期設定が施工の手順を踏まえていないものもあり、（特に別工事で発注されている隣接工事に絡む手順等）設計時に施工の手順や現場の状況を踏まえた工期設定としていただきたいと思えます。

（北陸地方整備局）

官工程においては、附帯的な工事としてインバート、箱抜き、覆工（鉄筋含む）等は掘削との並行作業、掘削完了後に覆工1ヵ月、地下排水工15日という考えのもと工期を設定し

ているところです。一方で掘削時の現場条件や内空断面の制限などにより、クリティカルとなる声はお聞きしているところです。現場によりケースバイケースの面もあることから統一的な基準は難しいところがありますので、ご理解ください。なお、現場条件などにより、クリティカルになる場合においては、「工程調整部会」「設計変更等検討部会」を活用し、受発注者間での協議をお願いします。

【テーマ2：円滑な現場管理に向けて】

■紫竹山道路 栗ノ木川付替その6工事：(株)植木組

工事受注後においても、①設計図書の最終版が揃っていない、②詳細設計も追いついていない等があり、何を基に照査、計画立案してよいか分かりません。また、特記仕様書はその現場の条件を反映させた設計図書であるべきだと思います。関係の無いもの、適応しないものも書かれている以上実施しない場合も打合せが必要となることから、取り除いて整理していただきたいと思います。

(北陸地方整備局)

設計図書の最終版が揃っていない、詳細設計も追いついていない、これに伴って照査ができないということでご苦労をおかけしています。概数発注などによる設計成果の提示については、条件明示の徹底とその遵守に努めてまいります。特記仕様書の内容については、「施工条件検討部会」において現場制約事項の確認に努めているところですが、ご意見を踏まえ、現場条件が反映されたものとなるよう精度向上に努めてまいります。前工事の遅れであったり、協議が終わっていなかったり、使えない仮設計画であったりというお話もお聞きしており、コンサルの設計成果も含め、職員もよく見ていきたいと考えています。

■大河津橋下流右岸低水護岸工事：(株)加賀田組

当該現場は「設計・工事連携型工事」の試行工事であり、設計段階から受注者の意見を取り入れて詳細設計に反映させる工事であったが、不十分な点も見受けられました。特に大河津分水路における水位の考え方が自然河川の水位とは異なる点など、発注者・コンサル・受注者の3者で十分な認識共有が図られず、スムーズな設計変更とはなりません。その原因の1つとして工事の途中で発注者とコンサルの契約終了がありました。工事を進めていく中で発生する問題点も多くあることから、コンサルとの契約は工事完成まで残し、問題点が発生したらすぐに3者で認識共有を図る体制が必要ではないでしょうか。

(北陸地方整備局)

「設計・工事連携型」ということで、初めての試みという中で動いていたということもあると思います。工事と業務の契約工期については同一となることが望ましいところもあり

ますが、長期にわたった工事になっており、契約工期が同一とならないことも想定されると
思っています。工事の連携会議で設計コンサルを会議に呼んだ形で対応できるところもあり
ますので、工事連携会議等の運用で施工に影響がでないように対応してまいりたいと考えて
います。

■大源太仮橋撤去工事：佐藤工業(株)

本工事は新潟県湯沢町で施工していますが、豪雪地帯にも関わらず契約時には冬期間の休止
についての条件明示がありませんでした。雪崩の心配もあった為、今年は協議により冬期間
を休止としていただきました。適正な工期設定としていただくため、豪雪地帯であること、
仮排水トンネル内の転流時期等の現場条件が的確であることが必要であり、そのためには詳
細設計の制度を向上させることが重要であると思います。

また、現場発生品仮置場及び残土仮置場の場所の変更など、特記仕様書との相違があった
場合、協議事項となって現場業務の負担が増しますので、指示事項として頂ければ助かりま
す。仮排水トンネル整備工事を行いました。概数発注であったため変更要素が多く、数量
集計等により現場業務の負担が大きくなっていますので、概数発注については、極力行わな
い方向でお願いします。

(北陸地方整備局)

適正な工期設定についてですが、当初、冬期間については除雪を行いながら工事を施工す
る予定で発注していましたが、除雪にかかる地元の調整に時間を要したこと、また雪崩の危
険性があったことから冬期施工については休止とさせていただいたところです。なお、条件
明示については、現場条件を的確に反映した発注となるよう、事前に現場条件を精査すると
ともに、所内条件明示検討会にて適切に照査されるよう対応して参ります。

設計変更対応については、現場発生品仮置場や残土仮置場等については、指示事項として
対応して参ります。

概算数量発注については、早期発注による工事発注時期の平準化や施工効果の早期発現等
の観点から必要と考えていますが、発注にあたっては、施工条件の明示に留意しつつ、原則
として余裕工期制度と併せて活用するとともに、「設計・工事連携型業務及び工事」の試行を
考慮するなど、工事の円滑な実施にも配慮して参ります。

■R2-5朝日温海道路2号トンネル工事：大成建設(株)

トンネル仮設備工において簡易積算方式で契約しており、特記仕様書では積み上げ項目を
受注後に明示しますとさせていただいていますが、業務負担も大きいことから契約後早々に積
上げ項目及びその内訳数量について開示していただくことで、条件相違及び金額増減等の早
期把握につながるとお思いますので検討していただくようお願いします。

(北陸地方整備局)

トンネル仮設備においては、現場条件に応じた大幅変更が必要となることから、引き続き、簡易積算方式の試行を行う予定です。まずしっかりと仮設備にいくらかかるのかを把握することが、今後予算がどれくらい必要になるのかということにもつながっていきます。積み上げの際は、受注者の皆様に数量の確認等でご協力いただくことになるかと思いますが、ご意見を参考に、中間変更時における積み上げ変更を検討してまいります。

■栗ノ木道路 栗木高架橋下部(上下・A2, P31) 工事：(株) 福田組

余裕工期について当現場は 100 日が想定されていますが、一般的に準備工が 40 日、後片づけが 20 日だと思っていますが、その分がここに含まれているのかということをお教えてください。40 日の準備工の前に工事開始届を出した場合には、それなりの人間を置かなければならないのですが、そのときの経費は見てもらえないとの話を聞いています。通常工期のものとは基本的には変わらないと思っていますが、確認させてください。

(北陸地方整備局)

余裕期間を設定することによる積算上の運用はありません。また余裕期間制度は、建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、工事開始日までの期間は、監理（主任）技術者を設置することを要しません。また柔軟な工事開始日の設定等を通じて、建設資材や建設労働者などの確保に資することを目的として策定された制度です。日建連との意見交換会においては、余裕期間制度のうち、特にフレックス方式の活用拡大について要望を受けており、今後も推進したいと考えています。北陸地方整備局では最大 180 日まで余裕期間を設定してよいこととしており、発注する事務所が現場に応じて余裕期間を設定しているところ です。

■信濃川小千谷地区災害関連河道掘削その 8 工事：(株) 福田組

特記仕様書について分かりやすく記載していただきたいという要望ですが、工事円滑化推進会議として、施工条件確認部会、工程調整部会、照査結果検討部会、設計変更等検討部会と分かれています。施工前に行うこととして施工条件確認部会、工程調整部会については時期が明記されていますが、照査結果検討部会や設計変更等検討部会は、時期等の明記がなかったり、工事連携会議と兼ねることができるという記載があることから、名称も多く特記仕様書の記載内容も分かりづらいところがありますので、簡潔化をお願いします。

(北陸地方整備局)

特記仕様書に書かれている円滑化推進会議の書きぶりが分かりづらいということですが、本局でひな形を作っており、各事務所はそれを使っていると思います。特記仕様書は他にも書かなければならないことが多く、工事円滑化推進会議については、特記仕様書という限ら

れたスペースに全体を網羅的に記載することは難しいところがあります。この会議については、北陸地方整備局のHPに「良くわかる工事円滑化推進」というタイトルで掲載していますので、これをご確認頂ければ分かりやすいと思います。基本的に受注者からの発議で開催することも可能ですので、活用して頂きたいと考えます。各部会につきましては、事務所は副所長が入り諸問題を解決することとなっています。概略発注が増えている中で、受発注者間の意思の疎通を図るためこの部会を使っていきたいと思っています。

【テーマ3：テーマ1～2以外の自由意見】

■大河津分水路山地部掘削17工事：(株)加賀田組

書類の簡素化については、打ち合わせ簿や依頼される提出書類等は減少したと感じ取れます。しかし、提出後に根拠資料や説明資料等を再度求められたり、そのやり取りが続くこともあります。また、人によってはやり方が違ったり、重複していたりと感じることが多々あり、お互いに明確なルールや帳票等が確立されていれば、重複やその後の追加等がなくなるのではないかと考えています。本官工事であり、工期から2か月前までの資料等の提出を求められていますが、年度末に向けてタイトな日々が設計変更から始まり、竣工検査に向かうということが現状としてあります。事務所の設計担当者にもこの時期は本当にご尽力いただいておりますが、有難いと思っていますが、共有する問題として改善していけば、お互いの簡素化及び働き方改革が一層進んでいくのではないかなと思っています。

(北陸地方整備局)

「土木工事設計変更ガイドライン(案)(R2.4)」のp.9において、資料作成を行う分担を示しています。工事受注者は「設計図書の照査項目及び内容」つまり設計図書の内容と現場を照査することになっていますが、それ以外の照査及び計画の見直し、図面の再作成等は発注者の責任で行う、または発注者の費用負担で行う事としています。設計変更の際に再設計を行うかどうかは、発注者側の責務となることから、発注者側が別途修正設計を発注するか、若しくは発注者が費用負担し、受注者で検討してもらうこととなります。我々のほうからも事務所に対して周知していきますが、このガイドラインを基にして対応してください。根拠資料を求められることがあるとのことですが、設計変更検討部会において事務所の副所長、発注課長を交えて議論していただきたいと思っています。

■紫竹山道路 栗ノ木高架橋下部(上下・P2-3)工事：(株)加賀田組

2024年4月に迫る労働時間の上限規制に対応するための問題点として、設計変更時の資料作成や質疑・やりとり要する労働時間がその期間に増大するのが現状です。(2~3ヶ月程度)ここに現場業務や検査書類が加わるとさらに増大しますが、有効な手段はなかなか見い

だせませんが、協議内容についてその都度、積算担当者や整備局担当者の確認や回答を頂く等、普段から現場とのコミュニケーションが図られれば、労働時間の増大がその期間に集中することなく、平準化可能となることで 2024 年 4 月に迫る労働時間の上限規制に対応できるのではないかと考えています。

(北陸地方整備局)

2024 年度から罰則付きの労働時間規制が始まります。週休 2 日の実施によりこれまでより休日が増える一方で、勤務日における現場での業務や書類作成もあり、労働時間が増えて残業時間が増えてしまうことを北陸地整としても懸念しているところであり、書類や検査の簡素化は重要だと考えています。検査時には基本的にはパソコンを使用してペーパーレス化を図っておりますが、紙の書類も準備されていると思います。これまでの取り組みにより簡素化は一定の進捗を見ているところですが、さらなる簡素化に向け、現場の状況を踏まえた具体的なご意見を今後いただければと思います。基本的には情報共有化システムでやり取りはしているものの、ペーパーで資料を用意されていることもあるかと思います。段階確認、材料確認、写真管理などの決まったものは簡素化されてきていますが、協議に関してはたくさん資料を作らなければいけないということがあることを業団体との意見交換会でお聞きしているところです。協議関係書類や検査時の手持ち資料についても削減していかなければ、書類の簡素化にはつながっていかないと思っています。我々としても省略できるもの、簡素化できるものについての情報を集めているところであり、現場で担当されている皆さんからご意見をいただきたいと思っており、企画部のほうにも意見を挙げていただきたいと思いません。

■大河津分水路新第二床固改築 I 期工事：鹿島・五洋・福田 J V

非常に長い工期であり、且つ、2019 年の台風 19 号、昨年のお出水等を受けて設計変更が非常に多い工事となっています。そのような状況の中、定期的に担当者が異動されることにより、過去を含めた経緯説明が煩雑となっています。受注者として過去の経緯をしっかりとご理解いただいてご対応いただくということからも積極的に対応はさせていただいていますが、受注者側は工事の継続性の観点から技術者は変わらずに担当し続けるということもありますので、やむを得ないことだとは承知しておりますが、柔軟にご対応いただきたく、意見を述べさせていただきます。

(北陸地方整備局)

大規模、且つ変更が多い工事となっていますが、担当者の確実な引継等で施工業者へ負荷がかからないように努めてまいりたいと考えています。この工事は何名かでチームを作ってやっており、チームの中で情報共有して取り組んでいきたいと思えます。

■朝日温海道路11号トンネル工事：大成建設（株）

受注後に発注者より工事一部中止が発せられています。またトンネル掘削開始前に追加工事の実施を指示されている中で、本年12月末での掘削終了を口頭指示されています。(1、2月の冬期間の掘削ずりを置く場所確保が困難なため。)その一方で契約の観点では、契約掘削延長に達しない場合でも本年12月末で掘削が終了となることは、契約違反に該当するのではないかと考えられますので、もう少し柔軟な対応をお願いします。

また、通信環境を整備するためにトンネル坑内にWi-Fi環境をつくっていますが、それを利用して遠隔臨場対象工事ではないですが、遠隔臨場等を実施おり、設計変更の対象としていただくようお願いします。

(北陸地方整備局)

本工事は、延長の長いトンネル工事であり、後工事も計画しているところですが、受注者の不利益とらない範囲で掘削を終了したいと考えています。契約違反と考えられていることに関しては、良好なコミュニケーションが図られていないと思われまますので、口答ではなく対等な立場で協議していくよう本局から指導してまいります。また、トンネルの施工段階の一番重要なポイントですので、そういった重要な協議事項については「工事円滑化推進会議」の活用も検討願います。

(北陸地方整備局)

令和4年3月29日付けで本省が発出している「建設現場の遠隔臨場の実施について」において、遠隔臨場の対象工事は「原則、全ての工事に適用するが、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になってしまう恐れのある確認項目は、対象としない」とされており、特記仕様書にも明示されていることと思います。

したがって通信環境が整っていない本工事については、遠隔臨場を行う対象とはならないという位置付けとなりますが、現場で考えていく事柄であり、遠隔臨場の対象とするか監督職員と協議することが必要と考えます。例えば、山の上に反射板を建てる通信工事は、当然通信環境は整っていませんが、その工事で反射板を作ってしまうと、その通信環境はいらなくなりますので、その工事をやるために通信環境を整備することにはなりません。一方、砂防の現場では公道もなく、トロッコ電車、ヘリでしか資材を運べない現場もあり、その一工事のためではなく、その後の事業も考慮して官側の費用で通信環境を整えていることもあります。この工事の工期や、遠隔臨場の環境を整えることによる効果、あるいはこの工事のためだけに通信環境を整備するのは難しいという判断をしたのか、ということがありますので、職員職員と協議していただくとともに、設計変更部会でも議論をしていただきたいと思います。

■小千谷取水樋門改築工事：西松建設（株）

請負契約書の中にはそれぞれの年度毎における出来高並びに支払限度額が明記されています。現状は各年度の前払金を受領し、各年度の予定出来高を超えた段階で出来高検査を受検して請求できることとなっています。当現場では、施工条件の変更に伴い当初の予定出来高を分割し全体工期を延長しています。その為、当初の予定出来高設定が、実際の現場施工よりも高く設定された状況となり、条件を満たさないことにより請求ができない状況となっています。これは工事請負契約書内の条項であり、予算執行に係わる項目である為変更し難いと思われませんが実際の現場工程に合致するような対応を行っていただき、工事請負代金支払手続きが迅速化されるよう要望します。

（北陸地方整備局）

当該工事は北陸農政局からの支出委任を受けた受託工事となっており、農政局の予算で整備局が発注していることから、簡単に変更できないものとなっています。施工条件の変更に より、2年に工期変更（延長）となり、現場経費もかかっているということと理解します。整備局としては設計変更での出来高把握を行った上で速やかな設計変更や検査等、極力支払い手続きの迅速化に努めてまいりたいと考えています。

■利賀ダム転流工事：前田建設工業(株)

遠隔臨場について、当現場では携帯電話も繋がらない環境で遠隔臨場外工事として対応していますが、通信環境が整備された状況であれば、「第三者による品質証明における遠隔臨場での検査」というのは可能なのでしょうか。

（北陸地方整備局）

第三者品質証明者と発注者側、受注者側の契約の在り方も関係してくると思います。第三者品質証明者によって遠隔臨場をやるというときには、発注者はその旨を指示書に書いて実施することになります。それを禁じる実施要領とはなっていないところですので、監督職員と相談していただきたいと思います。遠隔臨場の目的としては、移動時間の削減や、監督職員が現場に来るまで現場に待ちをかける時間を省き、効率化を図るということであり、積極的に行うことで受発注者双方にメリットがあると思っています。

【自由討議】

■朝日温海道路(勝木 IC アクセス路)改良工事：(株) 福田組

当現場においてICT活用として指定仮設の工事用道路をJISで施工しましたが、今後、指定仮設等における土工がICTの対象工事になるようなことがあるのかをお聞かせください。

(北陸地方整備局)

ICTの活用工事については、仮設ではだめだとか、工事目的物でなければだめだとか、ということでは縛っていません。本省のホームページや整備局のホームページにもICT活用に関する実施要領が掲載されていますが、仮設物についてICTを活用していくということは、発注者の設計する際の考え方にもよりますが、今後も対象となることもあると思います。

■栗ノ木道路 栗木高架橋下部(上下・A2, P31) 工事：(株) 福田組

当現場は関連工事が進んでおらず、施工ヤードがないことから6月から工事中止がかかって、12月10日に現場が始まったという状況です。発注者に工程表をお渡ししていますが、工期延長の判断として施工業者に非がない場合は、その間の延長を認めてもらえるのでしょうか。中止のかかっていた6月から9月の3か月間は工期延長するということは認めていただいているのですが、9月から12月10日の間も実質的に施工ができていない状況ですが、工期延長は認められるのでしょうか。

(北陸地方整備局)

中止がかかっていたのは承知しています。基本的には、受注者の責務でない場合に関しては、その分は延ばせると思います。予算上の話をすれば、繰越承認の話があり、事務所として判断していくこととなりますが、監督職員と協議をされてその期間は着手しなかったということであれば、発注者側も了解していることであり、工期は延長できると思います。

■R2-5朝日温海道路2号トンネル工事：大成建設(株)

朝日温海道路2号トンネル工事はCCUS義務化工事となっていますが、今後は発注者の方でCCUSの記録にアクセスして、週休二日の達成状況を確認をしていくと伺いました。今後はそういった確認方法が主流となるのかをお教えてください。また、週休二日達成の確認以外にもCCUSのデータを用いて確認することを考えられているのであれば、お教えてください。

(北陸地方整備局)

CCUS義務化工事にご協力いただいておりますが、CCUSの機能を使って週休二日の達成状況確認ができます。全ての工事で実施してはありますが、きちんとシステムを稼働、運用している現場をピックアップさせていただき、CCUSの活用の一つとして問題なく達成状況確認が行えるかを確認する取組みを行っています。これは全国的な取組みになっていて、他地整においてもいくつかの現場で取組みを試行することとしています。今後はCCUSデータの活用における課題を洗い出すための作業を行っていきます。他にもCCUSデータの活用については、新聞にも幾つか掲載されていますが、建退共についてもCC

USの活用を検討しているということがあります。建退共、週休二日達成確認、施工体制台帳等いろいろとアイデアも出てきているところです。

■大河津分水路新第二床固改築 I 期工事：鹿島・五洋・福田 J V

現在施工している大河津分水路の現場では、昼夜休みなしで作業させていただいていますが、国土強靱化、沿川の皆さんの生命、財産を守るという意味から工事を遅れさせられないということを以て対応しているところです。一方、2024年に適用となる時間外労働上限規制との板挟みとなって苦慮しているところです。一般的に災害復旧工事では待たなしで作業するということは当然必要なことと思っており、厚生労働省の所掌となるかもしれませんが、緊急を要する工事は例外として指定していただくような措置を取る、あるいは単純に人員を増やすという形で対処していくしか手がないと思っているところですが、整備局様から何かお話いただけることがありましたらお願いいたします。

(北陸地方整備局)

思いは一緒に個人的にも非常に心配なところがあります。大河津分水路改築工事は防災・減災のための工事です。また、除雪や河川、道路の維持工事において時間外労働上限規制がどの程度まで適用されるのかというところについては、明確な指針や考え方は厚生労働省のホームページにも出ていません。しかし、発注者の立場からどこまでが緊急的な災害の扱いとなるのかということ把握したうえで指示を出さなければいけないと思っています。労基署がどのような判断を下すのかについて、発注者としても情報を掴んでおかなければいけないと思っています。2024年まで残すところ1年余りとなっていますが、発注者として情報を掴み、各事務所とも共有していきたいと思っています。労働局から国土交通省に対してどこまで考え方を示していただけるのかは分かりませんが、まずはしっかりと事務所とも情報を共有しながらやっていきたいと思っています。



【総括】

(北陸地方整備局：田村技術調整管理官)

皆さん大変ご苦労さまでした。企画部技術調整管理官の田村です。皆様からいただいたご意見に対する感想も含めてお話しさせていただきます。

まずは、日頃から日建連の会員の皆様方には、直轄事業を正にリードしていただく現場となっただけに改めて感謝申し上げます。我々の仕事は予算がしっかり確保されなければ、皆様方にも頑張っただけにという状況にあります。おかげ様で国土強靱化関連予算として、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が進められ、「3か年緊急対策」と比べても1.2倍位の予算が付いている状況の中、今年度の第2次補正予算も成立したところです。昨年度と同程度の予算が確保でき、しっかりとした施工能力をお持ちの建設業界に事業を発注していきたいと思っておりますので、お力添えを頂ければ有難いと思っております。

冒頭の副委員長の挨拶において、建設業界の担い手確保が非常に大事だというお話があり、本日は担い手確保にもつながる三つのテーマをいただいています。「週休二日の実現に向けて」、「円滑な現場管理に向けて」、「書類の簡素化、遠隔臨場活用を行う中で如何に効率的に仕事を進めていくか」ということについて、皆様方からいろいろご意見を頂きました。

ご意見の中では、整備局が進めている施策に対してお褒めの言葉もいただいているところですが、一方では、現場でご苦労されていることも感じ取れました。現場毎に状況の違いはありますが、皆様方が共通して持っている課題や現場毎の特異な問題があるということも感じ取った次第です。「週休二日の実現」については、皆様方から工期設定で非常に苦心されている、気にされているということを感じ取りました。予算は増えていますが、設計ストックが整っていない中で工事を発注しているということが、皆様方が現場で取り仕切る実行予算であったり、現場の業務運営が、我々の積算と十分マッチングしていないところがあるのだろうということが改めて確認できたと思っており、そういう課題を極力なくすように努めていきたいと思っております。

「設計・工事連携型」についてご意見がありましたが、こういった方式を上手く活かせられればよいと思っております。まだまだ事例は少ないですが、実際にコンサルと施工者が上手に連携できるよう発注者がマネジメントをして、この取り組みを十分活かす形で進めていきたいと思っております。

「条件明示」についてのご意見もありましたが、発注者が現場をよく見て条件明示ができるよう、また、皆様方が不安のないような形で入札に参加できる環境をしっかりと整えていきたいと思っております。

「中止」、「一時中止」については、双方がガイドラインをしっかりと確認しながら、監督職員と皆様方がコミュニケーションを図り、不安を感じない形で進めていきたいと思っています。

「検査書類関連」については、監督職員によっては過度な資料を求めているところもあるかもしれませんが、整備局企画部において電子化という形で書類の簡素化を進めていますので、紙では求めないという形にしていきたいと思っています。工事の中で整えた電子の書類は、一連のものとしてそのまま検査まで繋げていくという形にしたいと思っています。DXという大きな括りになりますが、極力紙は求めず電子化する形で進めていきたいと思っていますので、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

本日頂いた内容を改めて確認したうえで、次のステップに進む際には皆様方に気持ちよく仕事をしていただけるような環境を整えていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。日建連の皆様方は、我々の現場をよく見ていただいていると認識していますので、矢継ぎ早に展開している施策にチャレンジする気持ちでご対応いただきたくお願いします。そのような中で、問題が生じれば何なりとお話いただければ有難いと思っていますので、よろしくお願いいたします。私からは以上です。

以 上

<現場代理人等出席者> (五十音順)

(株)安藤・間	新野積橋橋脚その1工事	八島 明生
安藤・間		
・不動テトラJV	R1-4朝日温海道路4号トンネル工事	山岸 明広
(株)安藤・間	利賀トンネル(河床進入)工事	籾山 雅彦
(株)植木組	紫竹山道路 栗ノ木川付替その6工事	伊丹 勝志
(株)植木組	新潟海岸金衛町第4号ヘッドランドその7外工事	星野 岳人
(株)加賀田組	大河津橋下流低水護岸工事	若杉 高広
(株)加賀田組	市振地区災害対策工事	五十嵐俊光
(株)加賀田組	大河津分水路山地部掘削17	中村 昭彦
(株)加賀田組	紫竹山道路 栗ノ木高架橋下部(上下・P2-3)工事	源川 学
鹿島・五洋・福田JV	大河津分水路新第二床固改築I期工事	荻野 剛
鹿島建設(株)	朝日温海道路9号トンネル工事	寺崎 誠

佐藤工業(株)	大源太仮棧橋撤去工事	林 誠一
大成建設(株)	R 2 - 5 朝日温海道路 2 号トンネル工事	石原 弘樹
大成建設(株)	朝日温海道路 1 1 号トンネル工事	小仲井一郎
西松建設(株)	小千谷取水樋門改築工事	伊東 孝起
(株)福田組	栗ノ木道路 栗木高架橋下部(上下・A2, P31) 工事	戸松 立也
(株)福田組	朝日温海道路(勝木 IC アクセス路)改良工事	小川 秀幸
(株)福田組	信濃川小千谷地区災害関連河道掘削その 8 工事	梅本 大貴
前田建設工業(株)	利賀ダム転流工事	福谷 将徳